

訪問看護サービス重要事項説明書（介護保険）

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名 訪問看護ステーションあさひ
所在地 高知市塚ノ原43番地
電話番号 TEL 088-843-5411 / FAX 088-843-5258
事業者指定番号 3960190050
管理者氏名 竹村 亜貴
サービス提供地域 高知市全域

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名
看護師 4名（管理者1名を含む）
理学療法士 2名
作業療法士 1名
言語聴覚士 1名

(3) 営業日および営業時間

月～金曜日 8時30分～17時15分
土曜日 8時30分～12時30分
祝日 8時30分～17時15分（適宜対応）

日曜、年末年始（12月31日～1月3日）は休業いたします。

緊急時(介護予防)訪問看護にお申し込みをされている方は、時間外でも電話による相談や連絡が可能となり、必要な場合は緊急訪問をおこないます。緊急時(介護予防)訪問看護を希望される方は、スタッフ、介護支援専門員までお申し出ください。

(4) サービスの内容

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①病状・全身状態等の観察 | ②清拭、洗髪等による清潔の保持 |
| ③食事及び排泄等の日常生活の援助 | ④褥創の予防、処置 |
| ⑤認知症の方の看護 | ⑥療養生活や介護方法の指導、助言 |
| ⑦カテーテル等の管理 | ⑧リハビリテーション |
| ⑨ターミナルケア | ⑩その他の医師の指示による医療処置 |

* 看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした場合は、看護師の代わりに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問することがあります。なお、看護とリハビリの連携により訪問看護計画を立案し実施、評価してまいりますので、定期的な看護師の訪問も行っています。

(5) サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、(介護予防)訪問看護費の原則 1~3 割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

① 看護師	20 分未満	314 単位	(介護予防) 303 単位
	30 分未満	471 単位	(介護予防) 451 単位
	30 分以上 1 時間未満	823 単位	(介護予防) 794 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	(介護予防)1,090 単位

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 回あたり 294 単位 (介護予防)284 単位

* 1 回あたり 20 分で週 6 回まで実施できます。

* 1 日に 3 回以上実施する場合は、90/100 を乗じて算定します。

* 指定介護予防において 1 日に 3 回以上実施する場合は、50/100 を乗じて算定します。

③営業時間以外の(介護予防)訪問看護利用料は、別途加算となります。

夜間 (18:00~22:00) と早朝 (6:00~8:00) は 25%加算

深夜 (22:00~6:00) は 50%加算

④緊急時(介護予防)訪問看護加算	(I)	1 ヶ月	600 単位
	(II)	1 ヶ月	574 単位

利用者又はその家族から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとっております。なお計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合については、所要時間に応じた利用料を頂くこととなります。

⑤特別管理加算	(I)	1 ヶ月	500 単位	(注 1)
	(II)	1 ヶ月	250 単位	

医療器具などを使用しており特別な管理を必要とする利用者に対して、電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整備し、計画的な管理をおこなった場合に加算されます。

(注 1)重症度および処置の難易度の高い特別な管理を必要とする状態

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

⑥複数名訪問看護加算	30 分未満	254 単位/回
	30 分以上	402 単位/回

⑦退院時共同指導加算	600 単位/回
------------	----------

病院、診療所又は介護保険施設を退院又は退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、初回訪問看護を実施した場合に加算されます。

⑧初回加算	(I)	1 ヶ月	350 単位
	(II)	1 ヶ月	300 単位

過去二月間において、当事業所から(介護予防)訪問看護を受けていない場合であつ

て新たに(介護予防)訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合は(I)、退院翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合(II)が加算されます。

- ⑨ターミナルケア加算(要支援 1,2 の方を除く) 2000 単位
- ⑩サービス提供体制強化加算 I 6 単位/回
- サービス提供体制強化加算 II 3 単位/回
- ⑪専門管理加算 1 ヶ月 250 単位
- ⑫定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 2961 単位/月

(6) 支払い方法及び支払期日

利用者の負担金は、毎月 15 日までに請求いたしますので、30 日以内に下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ①銀行振り込み
- ②口座引き落とし
- ③窓口現金払い

* 居宅サービスの利用計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料(10割)を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書および領収書を後日市町村の窓口提出しますと、差額払い戻しを受けることができます

(7) 相談・要望・苦情の窓口

サービスに関する相談・要望・苦情については、訪問時または下記電話番号へお申し出ください。

- ①事業所
訪問看護ステーションあさひ 管理者
電話番号 088-843-5411
対応時間 8時30分～17時15分

* 公共機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

- ①高知市介護保険相談窓口
電話番号 088-823-9972
対応時間 午前8時30分～午後5時15分
- ②高知県国民健康保険団体連合会(国保連)
電話番号 088-820-8410/8411
対応時間 午前9時00分～午後4時00分

(8) 事故発生時の対応

- ① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録に残します。
- ③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。